**１　財務会計事務**

(1)　契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 福祉部  高齢介護室  介護事業者課 | 下記の業務委託契約について、再委託に係る受注者からの通知は書面で行われていたが、当該通知に対する府の承認が口頭で行われていた。  そのため、再委託の承認についての意思決定に係る文書が作成されていなかった。  「「介護サービス情報の公表」に係る指定情報公表センター業務」  (1)　契約期間　平成28年４月１日から同年５月31日まで  (2)　契約金額　3,607,200円  (3)　再委託業務　公表手数料の収納代行業務  「介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運営業務 」  (1)　契約期間　平成28年６月１日から平成29年３月31日まで  (2)　契約金額　19,898,666円  (3)　再委託業務　公表手数料の収納代行業務 | 検出事項について、契約書に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【「介護サービス情報の公表」に係る指定情報公表センター業務契約書】  （総則）  第１条  ３　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。  （再委託等の禁止及び誓約書の提出）  第５条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。 | 現業務委託契約（平成29年６月１日から平成30年３月31日まで）について、契約書に基づき、再委託の承認についての意思決定を行い、文書で通知した。  今後は、契約締結に当たっては、契約書条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月８日から同年７月４日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  　私学課 | １　私学課総務・専各振興グループにおいては、大阪府財務規則第69条第２項及び大阪府財務規則の運用第69条関係第２項に基づく検査員の指定は、グループ単位で決裁により行っているが、年度当初に行った検査員の指定手続において、補職名しか記載されていないため、職員（氏名）が指定されないまま検査を行っていた。  ２　私学課小中高振興グループにおいては、上記規則等に基づく検査員の指定は契約案件ごとに伺い定めにより行うこととしているが、検査員の指定が行われておらず、検査員でない者が検査を行っていたものがあった。 | 検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ２　前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。  【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 | | １　私学課総務・専各振興グループにおいて、平成29年12月13日付けで職員（氏名）を指定して検査員の指定を行った。  ２　前記の検査員の指定と併せて、私学課小中高振興グループの職員について、平成29年度における報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、並びに負担金、補助及び交付金の節に係る契約に関する検査を行う職員として、検査員の指定を行った。  　私学課における検査員の指定については、平成30年４月２日に一括で、私学課の各グループの職員について、平成30年度における報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、並びに負担金、補助及び交付金の節に係る契約に関する検査を行う職員（氏名）を指定して、検査員の指定を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月５日から同年７月11日まで）